

## 蒲郡市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、重度身体障害者が就労等に伴って自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費（以下「改造費」という。）を助成することにより重度身体障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 この事業の対象者は、身体障害者手帳の交付を受けた者であって、道路交通法（昭和35年法律第105号）第91条に規定する「免許の条件」を付されたもので、次の要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 就労等に伴い自らが所有し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある者
- (2) 申請者及び配偶者並びに民法上申請者を扶養する義務を負う同居の親族について、改造助成を行う月の属する年の前年の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）が、当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者

### (助成額)

第3条 この事業の助成額は、操向装置及び駆動装置等の改造に要する経費とする。ただし、その額が10万円を超えるときは、10万円を限度とする。

### (助成の手続)

第4条 改造費の助成を受けようとする者は、身体障害者用自動車改造費補助金支給申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。なお、申請者は、申請に際し、改造を行う業者の見積書（改造の箇所及び経費を明らかにしたもの）を添えるとともに、運転免許証を提示するものとする。

2 市長は、補助することに決定したときは身体障害者用自動車改造費補助金支給決定通知書（様式第2号）により、補助しないことを決定したときは身体障害者用自動車改造費補助金支給却下通知書（様式第3号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により補助金の支給決定を受けた者は、改造を完了したときは、身体障害者用自動車改造完了届（様式第4号）に、決定通知書、施行業者の請求書及び道路運送法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証の写しを添付し、市長に請求するものとする。

(助成簿の整備)

第5条 市長は、助成の状況を明らかにするため身体障害者用自動車改造費助成簿(様式第5号)を整備するものとする。

(関係機関との連絡)

第6条 市長は、この事業の実施に際し陸運事務所等の関係機関及び改造を行う業者と連絡を密にするものとする。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年12月28日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の蒲郡市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱の規定による様式第1号及び様式第4号の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。